

事 務 連 絡

令和 2 年 12 月 15 日

公益財団法人児童育成協会 御中

内 閣 府 子 ど も ・ 子 育 て 本 部  
企 業 主 導 型 保 育 事 業 等 担 当 室

令和 3 年 1 月以降の新型コロナウイルス感染症対策に伴う  
企業主導型保育施設の利用料の減額に係る支援について

企業主導型保育事業の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

企業主導型保育施設における利用料については、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う企業主導型保育施設の利用料の減額に係る支援について」(令和 2 年 5 月 12 日付事務連絡)において、4 月から 6 月までの臨時的措置として、新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、臨時休園等を実施し、事業実施者が利用料減免を行う場合に、利用料の減額分について、助成の対象としておりました。

7 月以降は、4 月から 6 月までの状況と異なり、「新しい生活様式」の実践など、感染防止策と社会経済活動の両立を目指していく局面に入っていることを踏まえ、12 月までの臨時的措置として、感染者や濃厚接触者が確認された企業主導型保育施設が、臨時休園または登園自粛要請を行い、欠席した児童の利用料の減額を行った場合について助成の対象としておりましたが、当該臨時的措置を令和 3 年 3 月まで延長することといたします。

ただし、今後の感染状況や医薬品の開発・普及状況等に応じて対象期間や対象範囲等を変更することもあり得ますので予めご了承ください。

なお、助成額の算出方法については、従前のおりとしたしますが、追って実施要綱の改正を行う予定であることを念のため申し添えます。

企業主導型保育事業の実施者に対し、本施策について周知をお願いいたします。